

## 非常勤特別職の報酬改定について（選挙管理委員会委員）

### 1. 趣旨・目的

長年にわたり報酬額の改定が行われていないこと及び昨今の物価上昇等を踏まえて地方自治法第180条の5に規定する執行機関の委員の報酬額を見直す方針となったことを受け、当該執行機関のうち、総務課所管である「選挙管理委員会」及び「固定資産評価審査委員会」の報酬額について見直しを行うものです。

### 2. 報酬の概説

執行機関の委員は非常勤の扱いとされており、地方自治法第203条の2において、委員会の委員については報酬を支給しなければならない旨が規定されています。

なお、報酬については、勤務日数に応じて支給することとされており、報酬は勤務に対する反対給付であることから、常勤職員の給料と違い、生活給の意味を有していないものとされております。

### 3. 選挙管理委員会について

#### （1）委員会の概要

選挙管理委員会は、地方自治法第180条の5及び同法第181条の規定により、普通地方公共団体に設置されております。

その所掌事務は、地方自治法第186条の規定されているとおり、「選挙に関する事務及びこれに関係のある事務」です。

具体的な業務としては、年4回（3月・6月・9月・12月の各1日）に実施する選挙人名簿への登録作業（定例委員会）と、各種選挙の際に選挙執行のために開催する委員会や、投票日当日の投票所見回り、開票所の対応などがあります。

委員数は4名で、任期は4年です。地方自治法の規定により、「選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙することとされております。

#### （2）委員報酬

##### ①守谷市の状況

選挙管理委員会の報酬は、守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例により定められており、その額は以下のとおりです。

市名	委員長	委員	適用年月日
守谷市	12,300円	10,500円	H14.4.1

※1 守谷市は日額制を採用している。

※2 適用年月日について詳細は確認できていないが、少なくとも平成14年4月1日以降は額の改定が行われていない。

## ②県内他市の状況

茨城県内の報酬額の状況は以下のとおりです。

### 《日額制》

職名	平均額	最高額	最低額
委員長	9,610円	12,300円	6,800円
委員	8,537円	10,500円	6,200円

※1 県内 31 市(稲敷市を除く。)のうち、日額制を採用している市は 20 市。

※2 委員長・委員の最高額は守谷市。次点は委員長 11,300 円、委員 10,200 円(行方市)

※3 委員長最低額は龍ヶ崎市、委員最低額は下妻市。

日額制を採用している近隣市の選挙管理委員会委員の報酬額等は以下のとおりです。

市名	委員長	委員	適用年月日
つくば市	10,700円	8,900円	H13.7.3
つくばみらい市	10,200円	9,000円	H18.3.27
常総市	10,000円	9,000円	H18.4.1
石岡市	9,700円	8,900円	H17.10.1
取手市	9,000円	8,400円	H3.4.1
かすみがうら市	8,500円	8,000円	H17.3.28
下妻市	7,300円	6,200円	H6.4.1
龍ヶ崎市	6,800円	6,300円	H16.4.1

### 《月額制》

職名	平均額	最高額	最低額
委員長	32,680円	65,000円	16,000円
委員	27,390円	55,000円	13,000円

※1 県内 31 市(稲敷市を除く。)のうち、月額制を採用している市は 10 市。

※2 委員長・委員の最高額は水戸市。最低額は神栖市。

月額制を採用している近隣市の選挙管理委員会委員の報酬額等は以下のとおりです。

市名	委員長／日額単価	委員／日額単価
土浦市	40,800円／1,316円	35,900円／1,158円
牛久市	25,000円／806円	20,000円／645円
坂東市	25,000円／806円	23,000円／742円
柏市	61,000円／1,968円	49,000円／1,581円
我孫子市	60,000円／1,935円	50,000円／1,613円

### （3）勤務実態

前述（1）に記載のとおり、選挙管理委員会の具体的な業務としては、年4回の定例委員会と、各種選挙の際に選挙執行のために開催する委員会等への出席があります。近年の開催実績は以下のとおりです。

年度	定例	定例以外	選挙関係	合計
R6	4	2	9	15
R5	4	1	4	9
R4	4	1	5	10
R3	4	1	12	17

平均開催数:12.75回

※1 令和6年度は10月に衆議院議員選挙、11月に市長選・市議補選が行われた。

※2 令和5年度は2月に市議会議員一般選挙が行われた。

※3 令和4年度は7月に参議院議員選挙、12月に県議会議員一般選挙が行われた（県議選は無投票）。

※4 令和3年度は9月に県知事選挙、10月に衆議院議員選挙が行われた。

四半期ごとの定例委員会は、公職選挙法の関係により開催日が特定されております。しかしながら選挙関係の委員会開催については、選挙期日によって委員会の開催日が確定されるため、委員のスケジュールが立てにくい状況となっています。また、投票日当日は開票が深夜にまでかかるため、委員会の開催数だけでなく、拘束時間も委員の負担となっております。

## 4. 検証案

### 検証① 県内他市との比較（日額制）

日額制を採用している県内他市と比較すると、前述のとおり守谷市は他市よりも高い状況にはあります。

### 検証② 県内他市との比較（月額制）

月額制を採用している県内他市の平均額は、委員長32,680円、委員27,390円となり、この平均値の日割単価額は委員長で約1,054円、委員で約884円となります。

この日割単価額を守谷市の委員会平均開催数に当てはめると

委員長 1,054円（日割単価）×12.75回=13,438円

委員 884円（日割単価）×12.75回=11,271円

となります。

### 検証③ 市職員の給与改定関係（物価高騰）

官民格差の是正を目的とした国の人事院勧告による法律改正を受け、令和7年3月議会において市職員の給与額が改定されました。この改正により、役職にもよりますが約10%

の増額となっております。

冒頭で記述のとおり、報酬は給料と違い生活給の意味を有していないものとされておりますが、少なくとも25年近く報酬額が改定されていないことや、昨今の物価高騰の影響も考慮し、職員の給与改定を参考に委員報酬の見直しを検討します。

委員長 12,300円×1.1=13,530円

委員 10,500円×1.1=11,550円

#### 検証④ 国会議員の選挙執行経費の基準に関する法律改正関係（物価高騰）

第217回通常国会において審議されている「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律」では、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙長や投票管理者等の報酬基準額が増額改正されることになりました。この改正により、約13%の増額となっております。

この法律は、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を定めた法律のため、選挙管理委員会委員の報酬額は対象となっておりませんが、選挙管理委員会委員の報酬と同様の性質を有する投票立会人等の報酬額の基準について、物価高騰等を理由に改定していることから、法の趣旨に鑑みて委員報酬の見直しを検討します。

委員長 12,300円×1.13=13,899円

委員 10,500円×1.13=11,865円

### 5. 検証結果・結論

上記の検証②、検証③、検証④を踏まえ、以下の内容を改定案とします。

- 委員長 12,300円 ⇒ 13,500円 (+1,200円)
- 委員 10,500円 ⇒ 11,500円 (+1,000円)

#### 【理由】

検証②～検証④における検証額の平均値で算出すると、委員長が約13,622円、委員が11,562円となる。委員の報酬額については人事院勧告における改正幅による算出額と大きな差はないが、委員長の報酬額については他市との差が更に大きくなってしまう。僅かな差でしかないが、委員長の報酬額については、当該平均額と人事院勧告における改正幅による算出額の中間点を採用し、それぞれ10円以下の端数を切り捨てた額とした。